

祝辭

令和六年七月十一日 オークラ東京

発明協会創立百二十周年記念式典

機密性2

正仁親王妃華子殿下の御臨席を仰ぎ、発明協会創立百二十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

科学技術・イノベーションは、我が国の経済成長の原動力ですが、近年の情報通信や情報処理の高度化、とりわけA.I.の飛躍的な進歩と活用分野の広がりは、国民生活の様々な分野に影響を及ぼしています。同時に、虚実の識別が困難な情報の流通、大量学習の過程における著作権等の侵害や学習データの偏りなどを巡り、新たな形の法的紛争が増加する可能性もあります。司法の分野でも、令和四年に、知的財産権紛争をはじめとするビジネス分野の事件を集中して取り扱うビジネス・コートを開設するなど、専門性が高く国際的な広がりを持つ紛争への対応力の充実強化に努めてまいりました

が、今後とも、知的財産権に関する訴訟や科学技術の発展に伴つて生じる様々な法的紛争の適正迅速な解決のための努力を続けてまいりたいと考えております。

発明協会は、明治三十七年の創立以来、百二十年という永きにわたり、各種の事業を通じて発明の奨励等に尽力され、我が国の科学技術の進展、振興に多大の貢献をしてこられました。その役割は誠に意義深く、御功績は極めて大きいものがあります。

発明協会におかれましては、この記念すべき日を契機として、更に事業を推進され、我が国及び国際社会の発展のために一層寄与されますよう祈念いたします。

終わりに、本日受賞の栄に浴された方々の多年にわたる御努力に對して深く敬意を表するとともに、その御栄誉に対し心からお喜び申し上げまして、私の祝辞といたします。

機密性2

令和六年七月十一日

最高裁判所長官 岩倉三郎

機密性2

と努力のたまものにほかなりません。関係する皆様の御尽力に対し心から感謝と敬意を表します。

また、昨年の大会以降、調停委員として永年にわたり御功績を挙げられた多数の方々に対し、藍綬褒章が授与されました。調停制度の運営と発展に多大な貢献をしてこられた受章者の皆様に、深く謝意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

国民の価値観の多様化や社会の変化に伴い、調停利用者の意識やニーズは日々変化しており、制度運用の在り方にも不斷の見直しが求められます。ここ数年の社会におけるデジタル化の進展には目覚ましいものがありますが、裁判の分野でも、国民により良い司法サービスを提供するという観点からデジタル化を積極的に進めていく必要があります。調停手続においては、全ての裁判所でウェブ会議の運用が開始されたところですが、今後は、昨年成立した改正法に従つて、手続のオンライン化や記録の電子化等について検討が具体化していきます。裁判所としても、デジタル化による利便性の向上を最大限生かしつつ、利用者のニーズに的確に応え、調停制度の本質を踏まえた納得性の高い紛争解決を実現するため、皆様と共に、

第七十二回 全国調停委員大会の開催に当たり、お祝いの言葉を申し上げます。

冒頭に、能登半島において発生した地震及び豪雨により亡くなられた方々に対し哀悼の意を表すとともに、困難な生活を送られている全ての被災者の方々に対し心からお見舞いを申し上げます。

さて、大正十一年に発足した調停制度は、百年以上の長きにわたり、その時々の社会の要請や利用者のニーズに応えて着実に発展を遂げてまいりました。そうした中、日本調停協会連合会は、昭和二十七年の創立以来、調停制度と共に歩み、今日まで活発な活動を続けられ、調停制度の普及と発展に大きく貢献してこられました。これまで調停制度が我が国的主要な紛争解決手段の一つとして、国民を生かし、当事者にとつてより良い調停運営と調停制度の発展のため、不斷の歩みを続けてこられた調停委員及び関係者の皆様の熱意

最高裁判所長官祝辭

令和六・十・二十二
第七十二回 全国調停委員大会

調停運営の更なる改善と発展に一層力を尽くしてゆく所存です。調停委員の皆様方におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、日本調停協会連合会と関係の皆様のますますの御発展を祈念して、祝辞といたします。

令和六年十月二十二日

最高裁判所長官

今崎幸彦

祝　　辞

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、自治体消防七十五周年記念大会が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

昭和二十三年に消防組織法が施行され、国民に身近な市町村を単位とする自治体消防制度が発足いたしました。以来、消防に関する諸制度は、逐次整備、拡充され、自治体消防制度が盤石なものとして確立するに至りましたことは、誠に御同慶に堪えません。これも、消防職員及び消防団員の方々をはじめ、関係各位の御尽力の賜物であると存じます。

長い伝統とこれまでの災害への対応を通じて培われてきた国民の消防に対する信頼には揺るぎないものがありますが、今年能登地方を襲った地震や豪雨など、大規模な災害・事故は後を絶たず、今後も、地球環境の変化を背景に、各種災害の発生が懸念される中、消防制度を担う皆様の活動に対する国民の期待はますます高まっていると言えます。

本日、自治体消防の発展の歩みを顧み、その運営に貢献された各位に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、自治体消防制度が一層の発展を遂げられますことを祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

令和六年十一月二十九日

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート設立二十五周年記念式典・祝辞

本日、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート設立二十五周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国における現在の成年後見制度は、従来の禁治産及び準禁治産の制度を改め、自己決定権の尊重やノーマライゼーション等の理念にも配慮し、判断能力の不十分な方々の権利や利益を守ることができる制度への転換を目指して、平成十二年に施行されたものです。そして、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見制度の施行を見据え、平成十一年十二月に設立され、以来、二十五年にわたり、全国の司法書士によって組織された我が国最大規模の専門職後見人団体として、高齢者、障害者等の方々の権利擁護及び福祉の増進に寄与されてきました。皆様方のこれまでの御貢献に対し、心から敬意を表します。

リーガルサポートの会員の皆様は、現在、全国の家庭裁判所から成年後見人や成年後見監督人等として数多く選任され、御活躍いただいております。これは、会員の皆様が、専門職後見人等として、高いスキルやモラルを備えていることのあかしであるとともに、リーガルサポートによる会員に対する手厚い支援の結果であると考えております。

令和四年三月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととされておりますが、専門職である司法書士の皆様には、成年後見を含めた権利擁護支援の担い手として、今後益々の御活躍が期待されているものと考えております。

加えて、リーガルサポートは、令和五年八月に、未成年後見制度に関する事業を公益目的事業に追加する旨の内閣総理大臣の認定を受けられました。既に、未成年後見人として御活躍いただいている会員の方々もおられますが、今後は、成年後見に関する事業で培つてこられた知見を生かし、未成年後見の分野でも、未成年者の

機密性 2

権利保障の実現や健やかな成長の支援に資するべく、専門職としての役割を果たすことが更に期待されることになります。皆様方におかれましては、成年後見や未成年後見に関する事業を通じて、引き続き、高齢者、障害者、未成年者等の権利擁護及び福祉の増進に寄与されますようお願い申し上げるとともに、リーガルサポートの益々の御発展を祈念いたしまして、祝辞といたします。

令和六年十二月六日

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦